

事務連絡
平成25年2月20日

各都道府県 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

平成25年度以降の居宅介護従業者に係る養成研修について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。居宅介護従業者養成研修課程は、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第2から別表第4までの課程を準用することとしております。

先般、この介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正及び介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正が行われたところです。

これに伴い、現行の居宅介護従業者養成研修については、居宅介護職員初任者研修（仮称）及び障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）として新たに下記の通り取り扱うこととしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

I 居宅介護職員初任者研修（仮称）

1. 居宅介護職員初任者研修（仮称）の取扱い

居宅介護職員初任者研修（仮称）については、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の別表を以下のように準用した課程で実施することとする。

| | |
|--|---------------------------|
| 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表に掲げる字句 | 介護職員初任者研修課程における左欄の字句の読み替え |
| 老化 (6 時間) | 障害 (6 時間) |
| 認知症 (6 時間) | 認知症・行動障害 (6 時間) |
| 障害 (3 時間) | 老化 (3 時間) |

(注意事項)

- (1) 上記を踏まえ、各科目については、平成 24 年 3 月 28 日付老振発 0328 第 9 号「介護職員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」を参考にし、適宜、障害福祉の制度及び障害者の方に対する介護の理解が深まるような内容を盛り込み実施されたい。
- (2) また、行動障害については、以下の内容等を盛り込み実施されたい。
- ・行動障害とは
 - 行動障害とはどのような状態をいうか
 - ・自閉症の理解
 - 行動障害を起こしやすい自閉症とはどのような障害か
 - ・自閉症の障害特性
 - コミュニケーションや感性の特性、転動性、時間・空間の整理統合、変更への対応や記憶の維持の困難さ
 - ・行動障害が起きる背景の理解
 - 支援者の不適切な対応が行動障害を誘発していることを知る
 - ・行動障害を起こさないようにするための支援とは
 - 行動障害を誘発せず、本人が安心して自信を持って生活できるための支援

2. 地域生活支援事業での補助の扱いについて

居宅介護職員初任者研修課程（仮称）については、平成 25 年 4 月以降も、従来の居宅介護従業者養成研修と同様に、地域生活支援事業の補助対象とする。

3. 経過措置について

平成 25 年 4 月 1 日において、既に居宅介護従業者養成研修 1 級課程及び 2 級課程（以下、「1、2 級課程」という。）を修了している者については、すべて居宅介護

職員初任者研修（仮称）の修了の要件を満たしているもとして取扱い、また、平成25年4月1日において、1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修課程を修了したものについても、すべて居宅介護職員初任者研修（仮称）の修了の要件を満たしているものとして取り扱って差し支えないととする。

II 障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）（創設）

1. 障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）の取扱いについて

居宅介護従業者養成研修3級課程については、重度訪問介護従業者養成研修課程の修了者のキャリアアップの観点から必要であること、また、知的障害者・精神障害者が3級課程を修了し従業者として従事している事例があり、障害者の就労支援の観点からの配慮が必要であることなどを踏まえ、平成24年度以降も3級課程の報酬算定上の取扱いを継続しているところである。

居宅介護従業者養成研修3級課程は、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第4を準用して実施されているが、今般介護職員初任者研修課程に改められたことにより、居宅介護従業者養成研修3級課程に代わる障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）を創設することとする。

2. 研修の科目及び時間等

（1）目的

障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）は、居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

（2）実施主体

障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）の実施主体は、都道府県又は都道府県が指定した者とする。

(3) 研修科目及び研修時間数

| 区分 | 科 目 | 時間数 | 備 考 |
|-----|---|-----|--------------------------|
| 講義 | 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 | 3 | |
| | 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 | 4 | |
| | 居宅介護に関する講義 | 3 | 居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。 |
| | 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義 | 3 | |
| | 基礎的な介護技術に関する講義 | 3 | |
| | 家事援助の方法に関する講義 | 4 | |
| | 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 | 5 | |
| 演習 | 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習 | 4 | |
| | 基礎的な介護技術に関する演習 | 10 | |
| | 事例の検討等に関する演習 | 3 | |
| 実習 | 生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学 | 8 | |
| 合 計 | | 50 | |

※ 障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）の科目及び時間数について、現行の居宅介護従業者養成研修3級課程の科目及び時間数と同様のものとする。

3. 地域生活支援事業での補助の扱いについて

障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）については、平成25年4月以降も、従来の居宅介護従業者養成研修と同様に、地域生活支援事業の補助対象とする。

4. 経過措置

平成25年4月1日において、既に居宅介護従業者養成研修3級課程（以下、「3級課程」という。）を修了している者については、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）の修了の要件を満たしているものとして扱い、また、平成25年4月

1日において、3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了したものについても、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修（仮称）の修了の要件を満たしているものとして取り扱って差し支えないとする。

III 今後の予定

当該研修に関する告示・通知については、今年度中にお知らせすることを予定しているので、御了知願いたい。